

診療所における 新型コロナウイルス感染症対策について

利島村診療所 阿部先生より



新型コロナウイルス感染症は、今や世界的大流行となっており、この利島においても他人事ではなく、いつどこで発生してもおかしくない状況と考えています。新型コロナウイルスに感染するリスクを下げるための「手洗い」や「三密の回避」などはすでにご存知のことと思いますが、今回は、島内で新型コロナウイルス感染症を広げないために診療所で行なっている取り組みについてご紹介します。

① 発熱外来について

発熱外来とは、その名の通り、「熱が出てしまった人」を診察することです。感染症拡大防止のため、体温に関わらず、咳が出ている人などの「感染症が疑われる人」は発熱外来で診察します。通常外来と発熱外来をわける理由の中で一番重要なことは、
「他の患者様に感染症をうつさせない」ことです。



ご存知の通り小さな診療所なので、同じ時間に診察をすると患者様同士が交わる可能性があり、レントゲン室への移動時などにも接触の機会を作ってしまうため、どうしても時間を分ける必要があります。

昨年度まで平日午後通常外来となっておりますが、現在水曜日午後のみ通常外来とさせていただきその他は、高齢者や基礎疾患のある方、処置が必要な方の予約外来とさせていただいております。予約していただいた場合でも、急な発熱者が発生した場合などは予約の変更をお願いすることがあります。発熱外来では、新型コロナウイルス感染症が疑われるかどうかに関わらず、スタッフは感染防護服を着用します。



② 擬似症例発生時の対応について

現在診療所において、新型コロナウイルスの抗原検査・PCR検査は行うことができません。そのため、診療所では新型コロナウイルス感染症が疑わしいかどうか、その場合重症なのか軽症なのかを判断し、治療方針ならびに感染症防止対策を決定いたします。



新型コロナウイルス感染症の可能性があり、かつ、酸素吸入などの継続的な治療が必要な場合、また高い可能性で

今後の重症化が予想される場合には、

内地への行政搬送（＝航空機搬送）を行います。



現時点では、

新型コロナウイルス感染症が疑われるというだけでは 行政搬送の適応とはなりません。

そのため、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者様には、
発症後約10日間・解熱後約3日間の自宅安静をお願いすることが
ありますので、ご協力をお願いいたします。

(自宅待機期間は今後の情報次第で変動する可能性があります)



③ 今後について

現在、厚生労働省・東京都福祉保健局・伊豆諸島/小笠原諸島の医療機関が協力し、各島内において、
「抗原検査・PCR検査ができる体制づくり」を行っております。

本来、抗原検査・PCR検査は、利島規模の診療所ではできないことになっていますが、現在特例申請中
であり、体制が整い次第、疑似症例患者様への抗原検査・PCR検査が可能になります。

発熱外来を設置していることが検査導入の条件であり、今後も午後は予約外来として継続していくこと
となります。また、検査の陽性/陰性に関わらず、検査件数の全数報告義務があります。

(陽性の場合、感染症予防法に則り陽性者の報告を保健所に行います。陰性の場合には年齢・性別のみの
報告となります。)

今後、村民向けの勉強会を計画しています。

詳しくコロナについて聞いてみたい方、
コロナの知識を増やしたい方、不安な気持ちで
心や体がつらいなどあると思います。
皆さんの不安や心配事に寄り添いながら、
一緒に感染症の備えをしていきたいと思ひます。
ぜひこの機会にご参加ください。



こんなこと知りたいといったご意見・ご要望がありましたら、住民課保健師(権瓶)までお寄せください。
詳しくは、9月広報でお知らせ予定です。

☎04992-9-0016